

# 令和8年度 京都市立桂徳小学校

## 「学校いじめの防止等基本方針」

### 1 学校教育目標

やりたいことを見つけ、夢中になって取り組む

～～わくわく ドキドキ みんなが行きたい桂徳小～

目指す子ども像

- ㊦ んこうを大切にする子
- ㊩ つも笑顔の子
- ㊤ もだちを大切にする子
- ㊧ じけずにチャレンジする子

### 2 生徒指導の重点

生徒指導目標

一人一人を大切にし、共に支え合う集団づくりの推進

- ㊦ 基本的な生活習慣の定着
- ㊩ 学習習慣としての学習規律の確立
- ㊤ 共感的な人間関係
- ㊧ 集団の目標に向けて励まし合いながら成長する集団づくり

### 3 総則

#### (1) 学校いじめの防止等基本方針の目的

いじめとは「子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）という」と定義されている。

「いじめ問題」の根絶には、道徳教育や人権教育などの心の教育、様々な体験活動や特別活動を通しての児童の自律的、協力的態度の育成、日々の学習指導における学習規律の徹底や自己肯定感、自己有用感の育成など、すべての教育活動を通して児童の全人的発達を促す必要がある。

しかし、成育歴や家庭環境などが違う多くの児童が集団生活を送る学校教育の場において、児童間の様々な問題が発生することは、当然のことととらえられる。

本校では、それらの問題を丁寧に解決する過程を通して、「いじめの未然防止」「早期発見と早期対応」を軸に、児童の成長とより良い人間関係の構築を目指す。そのために、「国における検証（課題意識）及び基本方針の改定」や「本市の現状分析・課題及び学校が実施する施策」をふまえ、基本方針を策定した。

## (2) いじめについての基本的な考え方

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校にもつながる深刻な人権問題である。「いじめ」は全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであり、どの学校、どの学級でも起こりうるものであるという認識に立ち、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を起こさない、許さない学校づくりを推進する。とくに児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。

また、いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要であると判断したりせず、いじめ対策委員会を中心とした情報の集約と共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。

## 4 いじめ対策委員会

### (1) 組織の構成（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 各学年生徒指導委員 養護教諭 教育相談主任 スクールカウンセラー（SC）
---

### (2) 組織の役割

- |  |
|--|
| ◎いじめの未然防止<br>・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成<br>・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認<br>・「いじめ対策委員会」を中心とした、取組の評価、研修の実施<br>・教職員の共通理解と意識啓発<br>◎いじめの早期発見と対応<br>・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取<br>・個別面談や相談窓口の集約<br>・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口<br>・発見されたいじめ事案への対応<br>◎重大事案への対応<br>・対応方針の決定と見直し<br>・関係機関との連携の窓口<br>◎年間の取組についての評価と見直し |
|--|

### (3) 開催時期など

- |  |
|--|
| ◎定例委員会は、月1回開催。<br>(緊急対応の場合は、この限りではない。) |
|--|

## 5 学校いじめの防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### ①授業の改善と充実

- |   |
|---|
| ◎教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。<br>◎学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。<br>◎言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。<br>◎全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。<br>◎協同的な学びの場を全教科の中に位置づける。そして、協同的な学びを通して言語活動の充実を図り、互いの意見を尊重しあう、お互いの人権を尊重しあう態度を育成する。 |
|---|

## ②道徳教育、人権教育の充実（豊かな感性と温かい心を育む道徳教育）

- ◎道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ◎許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。

## ③体験活動の充実

- ◎宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ◎学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ◎総合的な学習の時間などを通して、様々な人々との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

## ④児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ◎児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ◎縦割り活動を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ◎桂中学校区地生連主催の人権標語、ポスター作品募集に全校で取組み、地域全体で人権を守る取組に参加する。

## ⑤キャリア教育を意識した指導

- ◎キャリア教育を意識した、将来展望の育成
- ◎「総合的な時間の学習」の取組の継続と徹底

## ⑥その他

- ◎学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ◎その際、PDCAサイクルでの見直しも行う。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

### ① 日常の児童生徒に関する情報共有

- ◎図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ◎「学校だより」にいじめや命に係わる話題にした内容載せる。
- ◎非行防止教室を関係機関から講師を招き実施する。

### ② 児童生徒に対する定期的な調査

- ◎いじめ記名式アンケートを6月・11月に実施。尚、4～6年生については、クラスマネジメントシートを活用する。
- ◎学校評価の児童によるアンケート（記名式）を7月と1月に行い、アンケート項目に「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。
- ◎6月と12月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。

### ③教育相談体制の充実

- ◎情報の共有と組織的な取組
- ◎教育相談主任やスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）と連携した、組織的な教育相談体制と日常的な情報交換の重視
- ◎定期的な生徒指導委員会での情報共有
- ◎各ケース等の会議による方針決定
- ◎各種調査等結果の検証及び組織的な対処の検討

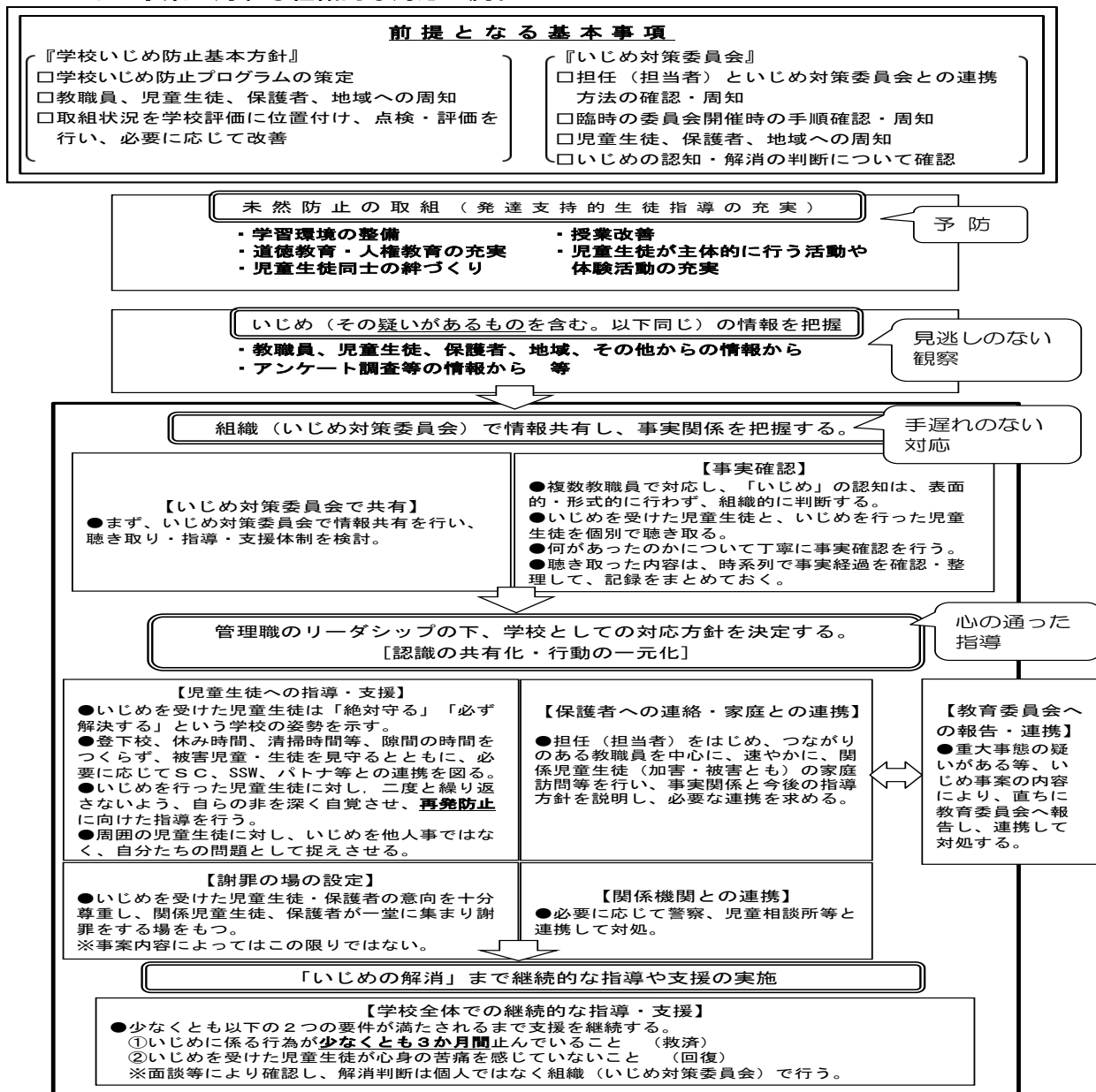
### (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

#### ①基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

#### ②いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

##### ◀いじめ事案に対する組織的な対応の流れ▶



### ③インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ◎携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ◎ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

### ④「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ◎学校全体での継続的な指導・支援
    - 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
    - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
    - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## （4）教職員の資質向上の取組

- ◎個々の教員の指導力の向上と組織力の向上
  - ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
  - ・ケース会議の定期的な開催
  - ・クラスマネジメントシートの分析を通じた学級経営力の向上
  - ・4月、5月、8月に「桂徳小学校いじめ防止基本方針の徹底」「日常の児童生徒に関する情報共有」「教職員のいじめに対する意識向上」についての研修会を実施
  - ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上

## 6 保護者・地域、関係機関との連携

### ・保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- ◎桂徳小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「桂徳小学校いじめの防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ◎いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ◎平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

## 7 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発生したときの対応

- ◎京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いと認めるとき
  - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いと認めるとき
- 学校における調査**
- ・学校に調査組織を設置
  - ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
  - ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
  - ・京都市教育委員会への調査結果の報告
  - ・調査結果を踏まえた必要な措置
  - ・同種の事態発生防止に必要な取組の推進
- 京都市教育委員会における調査**
- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力
- 関係機関等と連携した関係児童へのケアと指導**
- ・教育委員会・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察・児童相談所等の関係機関と連携した、関係児童に対する適切な指導とケアを図る。

## 8 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合があります。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会 (1回) 校内研修(学校いじめの防止基本方針の徹底)	なかよしの日 いじめ対策委員会メンバーの紹介 (朝会)		入学式後の保護者説明 学級懇談会 家庭訪問
5	いじめ対策委員会 (1回) 校内研修(日常の児童生徒に関する情報共有)	なかよしの日 新体力テスト (3～6年)		家庭訪問
6	いじめ対策委員会 (1回)	非行防止教室 (6年) なかよしの日 運動会	いじめに関するアンケートの実施 (記名) 教育相談週間	

7	いじめ対策委員会 (1回) 年間の取組の見直し①	なかよしの日	第1回クラスマネジメントシートの実施 児童による学校評価 いじめに関するアンケート結果の情報共有	個人懇談会 生成 AI との正しい付き合い方 保護者による学校評価
8	いじめ対策委員会 (1回) 校内研修(いじめに対する意識向上)	なかよしの日		
9	いじめ対策委員会 (1回)	なかよしの日		道徳・人権学習の授業参観、懇談会
10	いじめ対策委員会 (1回)	なかよしの日		
11	いじめ対策委員会 (1回)	なかよしの日 花背山の家(5年)	いじめに関するアンケートの実施(記名)	
12	いじめ対策委員会 (1回) 年間の取組の見直し②	学習発表会 なかよしの日 修学旅行(6年) 朝会(人権)	第2回クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間 いじめに関するアンケート結果の情報共有	
1	いじめ対策委員会 (1回)	なかよしの日	児童による学校評価	保護者による学校評価 ケータイ安全教室
2	いじめ対策委員会 (1回)	なかよしの日		新1年半日入学保護者説明 学級懇談会
3	いじめ対策委員会 (1回) 年間の取組の見直し③	なかよしの日		
<p>※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「年間の取組の見直し・学校いじめの防止プログラムの見直し」(PDC Aサイクルの期間)</li> <li>・ 「いじめに関するアンケート」</li> <li>・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」</li> <li>・ 「校内研修」</li> <li>・ 「未然防止の取組」(学年又は全校の取組)</li> <li>・ 「個別面談」「教育相談」</li> </ul>				

